



長崎県美術館開館20周年を迎えて

長崎県美術館 館長 こさか さとこ 小坂 智子

長崎県美術館は2005年に開館し、本年4月に20周年を迎えた。本稿では長崎県美術館がこれまでの20年で培ってきたことやその特色などを紹介するとともに、美術館が地域社会においてどのような役割を担っているかについてお示ししたい。

長崎県には1965年に開館した長崎県立美術館が長崎市立山にあり、県民に親しまれていた。長崎県と長崎市は2000年に「諏訪の杜再整備に関する基本方針」を公表。長崎県立美術館博物館は老朽化および立山の敷地を含む一帯の文化ゾーンの形成のため、2002年に閉館が決まり、新しい博物館と美術館の設立が構想された。その美術館としての機能は、長崎県美術館へと引き継がれ、博物館機能は同じく2005年に開館した長崎歴史文化博物館が担うこととなった。

新美術館建設にあたっては、その基本理念は①「継承：前身である長崎県立美術館の伝統と資産を

着実に継承する」、②「交流：芸術文化活動の拠点として、多くの人と情報の交流を図る」、③「創造：豊かな感性と想像力を育み、新たな長崎文化を創造する」と定められた。長崎県美術館条例において、その設置は「地域の活性化及び芸術文化活動の拠点として、優れた美術作品の鑑賞及び学習の機会を提供するとともに、創作活動及び作品発表等の支援を通じて、生涯学習に対応した文化的環境の整備を図り、もって新たな長崎県の文化の創出に寄与するため」とされている。

2005年4月、長崎市出島町に日本設計・隈研吾氏の設計により、新しく建設された長崎県美術館がオープンした。長崎水辺の森公園と合わせて周辺環境も一体的に整備され、運河をはさみギャラリー棟と美術館棟が回廊によってつながる建物は、建築賞等も受賞し長崎の新しいランドマークとなった。

開館以来、公益財団法人長崎ミュージアム振興財団が指定管理者

としてその運営にあたっている。指定管理者が運営にあたることで、より柔軟で迅速な対応や民間手法を取り入れた運営が可能となっている。

入館者数は、コロナ禍前まで年間平均38万人で推移しており、2025年2月に開館以来の総入館者数700万人に達した。コロナ禍では、他機関と同様に臨時休館や企画展の延期・中止等を余儀なくされ、利用者がいなければその存在意義そのものが成立しない施設であることをまざまざと感じることとなっ



Profile

長崎県美術館
館長 小坂 智子

石橋財団ブリヂストン美術館学芸部、慶應義塾大学アートセンター・キュレーター等を経て、2000年4月より、長崎国際大学教授。2015年4月国立大学法人佐賀大学教授に就任。2016年より佐賀大学芸術地域デザイン学部長。2020年4月より現職。



た。その後は緩やかな回復傾向にあり、20周年に当たる本年は、より多くの利用者の楽しさと学びの場を提供することを目標としている。

収蔵作品は、「長崎ゆかりの美術」と「スペイン美術」を中心に約9,000点を数える。開館当時5,000点あった収蔵作品は、この20年間に購入や寄贈等で4,000点ほど増えたことになる。「長崎ゆかりの美術」とは長崎出身や長崎にルーツを持つ作家の作品、長崎を描いた作品など、長崎にかかわりのある作品を対象としている。「スペイン美術」は、元駐スペイン特命全権公使須磨弥吉郎（1882-1970）の収集したいわゆる須磨コレクションの一部が1970年に寄贈されたことを契機に収集されてきた。当館では開館前からスペイン国立プラド美術館と覚書を交わし、学芸員の派遣や研究の情報交換などを重ねている。スペイン美術の日本への紹介等の功績から、2024年6月には、スペイン国王より日本の美術館

としては初となる文民功労勲章（名誉の盾）が授与されている。

ここで改めて当美術館の事業について説明しておきたい。美術館は美術作品という資料を扱っている施設である。収集方針に沿った美術作品の収集とその保存・管理がその基礎となる。収蔵作品は、コレクション展示室で年間を通じてテーマに沿った展示を行なっている。また、時期を定めてテーマに沿って実施される企画展事業は、年間4〜5本程度実施している。スペイン美術など当館にかかわりの深いテーマに加え、デザイン関連の展示、そして多くの方に楽しんでいただけるポピュラーな展示や子どもたちに楽しんでいただける内容など、多岐にわたるセレクションを心掛けていく。

展示事業が多くの方に楽しんでいただく、目に触れる最も大きな事業ではあるが、展示されている作品やテーマについて、より深く理解するために、教育・普及事業と呼ばれる分野も不可欠である。

学校団体等の受け入れやワークショップ等の創造体験を伴う学習、講演会、作品鑑賞等を通して、利用者と美術館を結びつける役割を担っており、開館以来、対話を伴う鑑賞教育を学校向けのプログラムに取り入れている。作品を見ながらお互いの考えを伝えたり、自らの感性に気がついたりすることが、子どもたちのコミュニケーション能力の向上や感性の醸成に役立っていると考えている。

20周年にあたる本年は多くの企画を立案し実施している最中である。上半期には展覧会として「開館20周年記念コレクションの在りかー現在地をみつめて」（4月12日〜6月29日）、「金曜ロードショーとジブリ展」（4月24日〜7月6日）、「ゴヤからピカソ、そして長崎へ 芸術家が見た戦争のすがた」（7月19日〜9月7日）を企画している。

夏に実施される「ゴヤからピカソ、そして長崎へ 芸術家が見た戦争のすがた」展は、20周年の記念であると同時に、長崎にとっても被爆80年

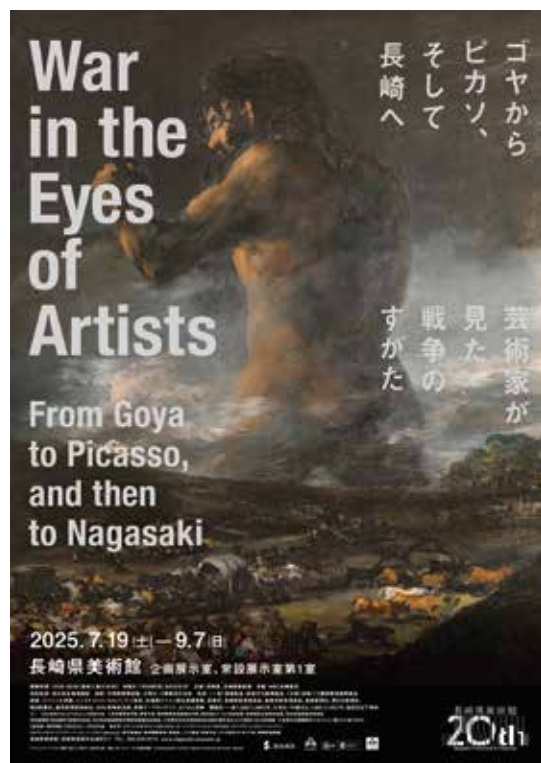


彫刻を鑑賞する子どもたち



スペイン美術の展示室

(写真:長崎県美術館)



(出典:長崎県美術館)

という節目の年となることを見据えた企画となっている。被爆地に在る美術館として、この年に戦争をテーマとした展覧会を開催することは重要な意義を持つ。また、当館はスペイン美術を標榜する美術館であることから、収蔵作品であるフランシスコ・ゴヤの版画集『戦争の惨禍』を中心に据え、そこで表された戦争の真の姿、そこから導き出される戦争の本質について考える展示とすることにした。スペイン国立プラド美術館からはゴヤの油彩画、ソフィア王

妃芸術センターからはスペイン内戦期に制作されたピカソの版画、さらに国内美術館に所蔵されている戦争や原爆にまつわる作品が一堂に会することになっている。また特別にピカソの「ゲルニカ」の原寸大複製陶板が展示されることも決まり、ゴヤからピカソへの連続性を呈示するとともに、史上初の本格的な無差別爆撃の地であるゲルニカから長崎へのつながりを指し示すものともなっている。本年は、長崎において「第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・

文化祭（ながさきピース文化祭2025）が開催される。当館では、「ながさきピース文化祭2025 皇室の名品と長崎―皇居三の丸尚蔵館収蔵品展」（9月14日～10月19日）を開催する。本展では、皇室ゆかりの美術工芸品などを収蔵・展示する皇居三の丸尚蔵館の約6,200件に及ぶ収蔵品の中から、長崎にゆかりのある名品の数々が並ぶ。

さらに展示会場の後半では、海外交流史上での重要作として知られる国宝《蒙古襲来絵詞》を展示する。松浦市鷹島の水中遺跡など近年

県内で調査研究が進んでいることから、県民の関心の高い文化財を展示する貴重な機会といえる。本展は皇室で大切に受け継がれた名品の数々を通して皇室文化の精華にふれるとともに、地域の文化を見つめなおす契機となると期待している。

本年度の後半にも「ジャネット・カーディフ《40声のモテット》」（10月17日～11月16日）、「没後40年 鴨居玲展 見えないものを描く」（11月22

日～2026年2月1日）、「生誕100年 山下清展 百年目の大回想」（2026年2月14日～4月5日）、「田中達也 展 みたてのくみたて」（2026年3月12日～4月13日）を企画し、多様な展示が展開される予定である。また、展示以外にもコンサート等のイベントや記念講演会、新たなミュージアムグッズの開発などを実施し、20周年を契機により充実した美術館活動を推進しているところである。

20年間の当館の活動を振り返り、そして次の20年へとつながる試みとして多様な事業を展開している最中ではあるが、改めて、こうして振り返れば、これまでの活動を支えてきた多様な要素に思いをはせることになる。そして何よりも長崎県美術館の利用者が、そして社会が美術館に何を求めているかを的確に把握することが肝要であると考えている。

博物館 美術館の設置や運営について定めた法律に博物館法がある。博物館法では博物館の定義や事業



長崎県美術館建物外観（写真：長崎県美術館）

について、また、そこに勤務する専門職である学芸員について記されている。美術館を含む博物館は従来この法律に則り、社会教育施設とされてきた。戦後まもなくに制定されたこの法律では、長く博物館は図書館や公民館と同様な社会教育施設とみなされてきたのである。2022年の博物館法改正では、これに加えて、文化芸術基本法の精神にも基づくと改められた。博物館・美術館は社会教育施設であると同様に文化施設であることが、位置付けられた。

2017年に制定された文化芸術基本法には、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」と、文化権が明記されていることは重要である。長崎県の設置した美術館として、県民の文化権を保障することは、その使命といえる。また、文化芸術基本法は、少子高齢社会やグローバル化などを背景に、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関

連分野もその及ぶ範囲とし、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用するとされている。

近年のこうした法律上の変化は、社会の要請を受けたものであり、美術館はその基本的機能の充実とともに、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の領域と積極的にかかわり、美術館活動を通して文化芸術の振興をはかり、地域振興と社会問題の解決に寄与することが求められているといえる。

先に掲げたように、当館の基本理念は「継承」「交流」「創造」の3点である。長崎県立美術博物館より継承してきたコレクションや理念を展覧させ20年の歩みを付け加えることができた。「交流」と「創造」は、開館時に増して、社会に求められている機能といえよう。社会が美術館に求めていることを的確に理解しながら、利用者一人一人の美術館における体験が豊かになるような美術館を創造していきたいと願っている。